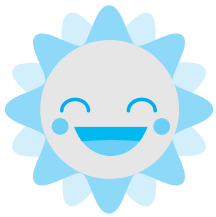

問い合わせ先
玉名税務署総務課
☎０９６８・７２・２１２５

映画『裁判員』上映会

●熊本地方裁判所

とき
11月7日（水）
午後1時30分～午後3時30分

ところ
熊本地方・家庭裁判所玉名支部
玉名市繁根木５４１８

募集人員
30名（先着順）

内容
広報用映画『裁判員』の上映を行います。併せて、裁判員制度の詳しい説明及び裁判官との意見交換を行います。

申し込み方法
電話で申し込みください。

申し込み問い合わせ先
熊本地方裁判所玉名支部庶務係
☎０９６８・７２・３０３７

労働者と事業者とのトラブルを解決します！

●県労働委員会事務局

熊本県労働委員会では、賃金カットや解雇など労働者と事業主との間におこるトラブル解決のお手伝いをしています。「話し合いに応じてもらえない。」「できるだけ早く解決したい。」そんな悩みをお持ちの方は、是非ご利用ください。手続は簡単で、費用は一切かかりません。

問い合わせ先
熊本県労働委員会事務局（県庁本館３F）
☎０９６・３３３・２７５３

ご存知ですか？ 預金保険制度

●九州財務局

『預金保険制度』は、万が一金融機関が破綻した場合に、預金者の保護や資金決済の履行を図ることによって、信用秩序を維持することを目的としています。

『預金保険制度』により、当座預金や利息のつかない普通預金などは、全額保護されます。定期預金や利息つきの普通預金な

たばこは和水町で買ってはいよ！

～たばこ税は町の貴重な財源のひとつです～

● たばこ税の納税義務者は？

納税義務者はたばこ製造業者、輸入業者および卸売販売業者ですが、たばこの定価の中にはたばこ税が含まれていますので、実際に税金を負担している人はたばこの購入者です。

● たばこは町内で

町たばこ税は、たばこを販売する小売店が所在する町の税収となります。

平成18年度の和水町の町たばこ税の税額はおよそ5,500万円で、町の税収入の約7%を占める貴重な財源です。

町内で１箱300円のたばこを購入していただくと、約66円／箱が和水町の税収になります。ということは、１日１箱吸う方は、年間で約24,090円の町たばこ税を納めていただいていることになります。

たばこを町内で購入していただくことによって、和水町の財政が少し豊かになります。たばこは町内で購入しましょう!!

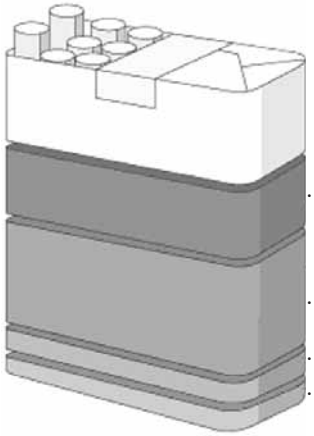

たばこ（１箱300円）に含まれる税の内訳

……国たばこ税：71.04円（23.7%）
……地方たばこ税：87.44円（29.1%）
（都道府県たばこ税：21.48円市区町村たばこ税：65.96円）
……たばこ特別税：16.40円（5.5%）
……消費税：14.29円（4.8%）

※1箱300円商品の場合

問い合わせ先
本　　庁　税務住民課町民税係（内線516）
総合支所　税務住民課税務係（内線753）

どは、金融機関ごとに預金者一人当たり、元本1、000万円までとその利息等が保護されます。それを超える部分は、破綻した金融機関の財産の状況に応じて支払われます。

預金保険制度に加入している団体

銀行（日本国内に本店のあるもの）、信用金庫、信用組合、労働金庫、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会、株式会社ゆうちょ銀行

問い合わせ先

預金保険機構

☎03・3212・6029

もしくは、各財務局または金融機関の窓口にお問合せください。

相談

成人健康相談

●健康福祉課

健診結果や健康に関する相談をお受けします。相談には健康手帳をご持参ください。

とき・ところ

11月7日（水）
午前10時～午前11時30分
あばかん家

11月15日（木）
午前9時～午前11時30分
役場本庁町民相談室

問い合わせ先

本庁　健康福祉課保健予防係　内線　531
支所　健康福祉課健康支援係　内線　763

有明圏域相談支援事業 ～巡回相談のご案内～

●健康福祉課

身体・知的・精神などに障がいのある方や、その家族が抱える様々な悩みや困りごとについて、有明圏域相談支援事業の一環として、巡回による定期相談を3障がい（身体・知的・精神）合同で開催します。

「相談したいけど、遠くてなかなか行けない。」等の理由により相談できなかった方は、是非ご利用ください。相談支援専門員がご相談をお受けします。

※相談は無料。秘密は厳守します。

とき

11月14日（水）
午後1時～午後3時

ところ

和水町役場本庁　1階会議室

生活記録『文集なごみ』第2集の原稿募集

日頃、慌しい生活を過ごして自分を見失いがちですが、自分を見つめる（知る）ためにも生活上の喜びや苦しみ、あるいは反省を記録にしてみてはいかがでしょうか。様々な生活記録が、それを記録する人にとって、新たな発見につながり、今後の人生にとって大きな糧となることでしょう。また、これは和水町の今を後世に遺す歴史書となるものです。

公民館では、「鉛筆を握る運動」の一環としてこのような趣旨で町民の皆様から、生活記録『文集なごみ』第2集の原稿を募集します。

皆様の投稿を心からお待ちいたしております。

■企　画

○記事内容…社会生活、家庭生活、団体生活、読書感想文、短歌、俳句、詩、随筆、子どもの教育など　生活に根ざしたもの
（※個人攻撃的なもの、公序良俗を害するものはご遠慮ください）
○文 字 数…2000文字以内（400字詰原稿用紙5枚以内）
○特　　記…投稿者は、住所・氏名・年齢・連絡先・行政区を記入願います。
○発　　刊…平成20年2月予定

■原稿提出締め切り

平成19年11月30日（金）

■提出先

地区の産業文化部長又は中央公民館・三加和公民館

■問い合わせ先

中央公民館　（☎86-2022）　担当：橋本
三加和公民館（☎34-3047）　担当：豆塚